

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

平成 26 年 6 月 11 日 環自野発第 1 4 0 6 1 1 1 号
各地方環境事務所長、釧路自然環境事務所長、長野自然環境事務所長、
那覇自然環境事務所長、高松事務所長宛 自然環境局長通知

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 26 年 6 月 11 日から施行されます。

改正法の施行に伴い、アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等を特定外来生物に追加指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 201 号）」が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、同年 6 月 11 日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

また、改正法の施行により、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」に防除に資する学術研究の目的で行う特定外来生物の放出等に係る許可の規定が新たに設けられることなどを受け、この許可基準等を定めるほか、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物等を追加指定等する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号）」が平成 26 年 6 月 10 日に公布されました。また、法の改正に伴い、関係法令の規制の適用除外等を規定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令に関する省令（平成 26 年環境省令第 21 号）」が平成 26 年 6 月 11 日に公布され、これらについて、同日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

あわせて、特定外来生物の追加指定に伴い、特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示及び防除の告示についても、それぞれ所要の改正を行い、同様に平成 26 年 6 月 11 日に公布され、同日（一部の改正規定については同年 8 月 1 日）から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、本改正を踏まえた法の適正な執行をお願いいたします。

なお、各都道府県知事には、別添写しのとおり通知しましたので御了知願います。

平成 26 年 6 月 11 日 環自野発第 1 4 0 6 1 1 1 号
各都道府県知事宛 自然環境局長通知

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 26 年 6 月 11 日から施行されます。

改正法の施行に伴い、アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等を特定外来生物に追加指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 201 号）」が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、同年 6 月 11 日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

また、改正法の施行により、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」に防除に資する学術研究の目的で行う特定外来生物の放出等に係る許可の規定が新たに設けられることなどを受け、この許可基準等を定めるほか、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物等を追加指定等する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号）」が平成 26 年 6 月 10 日に公布されました。また、法の改正に伴い、関係法令の規制の適用除外等を規定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令に関する省令（平成 26 年環境省令第 21 号）」が平成 26 年 6 月 11 日に公布され、これらについて、同日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

あわせて、特定外来生物の追加指定に伴い、特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示及び防除の告示についても、それぞれ所要の改正を行い、同様に平成 26 年 6 月 11 日に公布され、同日（一部の改正規定については同年 8 月 1 日）から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、関係機関への周知等により、本改正を踏まえた法の適正な執行へのご協力をお願いいたします。

〔平成 26 年 6 月 11 日 環自野発第 1 4 0 6 1 1 1 号
公益財団法人日本動物園水族館協会会長 等 宛 自然環境局長通知〕

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 26 年 6 月 11 日から施行されます。

改正法の施行に伴い、アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等を特定外来生物に追加指定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 201 号）」が平成 26 年 5 月 30 日に公布され、同年 6 月 11 日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

また、これに伴い、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物等を追加指定等する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号）」が平成 26 年 6 月 10 日に公布されました。また、法の改正に伴い、関係法令の規制の適用除外等を規定する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令に関する省令（平成 26 年環境省令第 21 号）」が平成 26 年 6 月 11 日に公布され、これらについて、同日（一部の改正規定については、同年 8 月 1 日）から施行されます。

あわせて、特定外来生物の追加指定に伴い、特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の告示及び防除の告示についても、それぞれ所要の改正を行い、同様に平成 26 年 6 月 11 日に公布され、同日（一部の改正規定については同年 8 月 1 日）から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、貴協会加盟園館への周知等ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の一部改正及びそれに伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）の一部改正等
(平成 25 年法律第 38 号)
(平成 26 年農林水産省・環境省令第 2 号)
(平成 26 年環境省令第 21 号)

(1) 交雑することにより生じた生物の規制（法第 2 条関係）

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼすものとして指定されている特定外来生物が交雑することにより生じた生物（交雑個体）の輸入事例や野外における発見事例が確認されている。

交雑個体については、少なくとも一方の親系統が特定外来生物である場合には、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると考えられる。そのため、こうした交雑個体についても飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入等の規制を行い、適切に管理されなければ、生態系等に係る被害を防止することが難しい状況となっている。

そこで、外来生物法第 2 条の定義を改正し、我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又はそのおそれがある外来生物の交雑個体についても特定外来生物に指定できることとした。

(2) 放出等に係る許可制度の創設等（法第 9 条及び第 9 条の 2 関係）

改正前の外来生物法においては、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）は例外なく禁止されており、外来生物の生態、行動形態等の解明のためであっても、放出等の行為を伴う学術研究や防除が実施できないことが、防除技術開発の推進等の妨げとなっているとの指摘があった。また、防除手法として不妊化させた特定外来生物を大量に放出等を行うことが、効果的な場合が考えられる。

このため、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等で主務大臣の許可を受けてその許可に係る放出等を行う場合及び外来生物法第 3 章の規定による防除に係る放出等を行う場合について放出等を行うことができることとした。

なお、許可を受けた放出等を行うために飼養等を行う場合は、別途、外来生物法第 5 条に基づく飼養等の許可を受けることが必要である。また、放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、外来生物法第 3 章に規定する防除として行うか、又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づく捕獲許可を受けることが必要である。

また、特定外来生物を捕獲又は採取をした直後に放つ、いわゆるキャッチアンドリリースは、従前より、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取をした直後にその場で放出する等の行為は法第 9 条の対象とはな

らないと整理している。

(2 a) 放出等の許可

①許可の目的

放出等の許可の対象となる目的は、防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限ることとした。

②許可手続

放出等の許可を受けようとする場合にあっては、必要な申請書及び添付書類を主務大臣に提出してその申請を行うこととし、以下の事項等について定めた（規則第11条の2）。

○申請書に記載する事項

- ・放出等をしようとする特定外来生物の種類、数量及び放出等をしようとする個体の入手方法
- ・放出等をする目的
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域、その周辺の当該特定外来生物の生息・生育状況その他の生態系等の状況
- ・放出等をしようとする期間
- ・放出等の方法（不妊化のような繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無 等

○申請書に添付する書類

- ・放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書
- ・放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真 等

○許可証の交付に係る手続等

なお、放出等の許可申請書の提出がなされてからの標準処理期間は原則1か月を目途として、申請に係る処理を迅速に行うものとする。

③許可の基準

放出等の許可については、その目的が防除の推進に資する学術研究の目的に適合し、かつ、以下の基準に適合していると認めるときでなければ許可してはならないこととした（規則第11条の3）。

○放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

○放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。

○放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

※なお、放出等により当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地又は水面を全て含むものではなく、放出等を行う場所を指すが、

実施に当たっては、その周辺の土地又は水面の所有者等にも周知し、理解を得るように配慮することとする。

○放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

○放出等をしようとする特定外来生物に係る外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであること。 等

④許可の条件

放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ条件を付すことができることとした（法第9条の2第6項）。許可の有効期間、放出等を行うことができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届出（放出を行ったことの報告等）などについての条件が想定される。

なお、許可の有効期間及び放出等することができる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とすることとする。

⑤許可証の携帯等

放出等の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、許可証を携帯しなければならないこととした（法第9条の2第5項）。これは、放出等をしている現場においていつでも許可名用の確認等ができるようにするためである。

⑥許可の失効

放出等の許可を受けた者が死亡したとき等について、その許可は効力を失うこととした。（規則第11条の5）

⑦特定外来生物の放出等に係る自然公園法等に基づく規制の適用除外

法第9条の2第1項の規定による許可を受けた放出等及び法第3章の規定による防除に係る放出等について、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく自然公園の特別地域若しくは特別保護地区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域若しくは自然環境保全地域の特別地区又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく生息地等保護区の管理地区において行う場合については、各法律に基づく規制の適用除外とした。

したがって、これらの区域で行う放出等に係る許可の審査を行う場合には、各担当機関・部局（国定公園又は都道府県立自然公園の場合には都道府県を含む。）と密に連携をとるとともに、当該許可について情報共有を行うこととする。

(2b) 外来生物法第3章に規定する防除として行う放出等

外来生物法第3章に規定する防除として特定外来生物の放出等を行う場合については、外来生物法第11条第2項第3号の防除の内容として定め、同項の規定により公示することとした。

なお、主務大臣等以外の者による防除において、特定外来生物の放出等を行う場合は、外来生物法第 11 条に規定する特定外来生物の防除に係る公示で、防除として特定外来生物の放出等を位置付けていることが必要で、その公示された事項に即して行われるものについては、外来生物法第 18 条の規定による確認又は認定を受けた場合に限り認められる。認定を受けた防除における特定外来生物の放出等が公示された事項に即して行われていないと認めるときは、放出等をした当該特定外来生物の回収等の必要な措置を命ずることができることとした（法第 20 条第 3 項）。この命令による回収その他の必要な措置を執るために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第 2 条）。

(3) 措置命令、報告徴収及び立入検査等（法第 9 条の 3、第 10 条関係）

従来、飼養等の許可を受けている者に対する措置命令等が規定されているのみであったのに加え、法第 4 条、第 8 条及び第 9 条の規定に違反し、許可無く飼養等、譲渡し等又は放出等をした者に対しても、生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることができることとした。

また、放出等の許可が創設されたことを受け、放出等の許可を受けている者に対して、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め（法第 10 条第 1 項）、又は特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした（同条第 2 項）。加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、放出等の許可の条件に違反した者等に対して、放出等をした特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることとし（法第 9 条の 3 第 1 項）、さらに、当該命令に従わない場合等において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができることとした（同条第 2 項）。

加えて、これらの措置命令による回収その他の必要な措置を執るために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第 2 条）。

(4) 占有者等不明地における防除の手續（法第 13 条第 4 項関係）

近年、所有者等の所在が分からない土地が増加しており、それらの土地においても適正な防除の実施を進める必要があることから、占有者等が不明な土地又は水面において防除を行う場合にあっては、その通知の内容をその土地、水面等の所在地に属する市町村役場に掲示し、あわせてその要旨及び掲示した旨を官報に掲載することで、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から 14 日を経過した日に、その通知は相手方に到達したものとみなすこととした。

なお、この規定は、地方公共団体が主務大臣の確認を受けて行う防除についても準用

され、この場合において、市町村役場への掲示及び地方公共団体の公報への掲載を行うこととした。

(5) 輸入品等の検査及び消毒・廃棄命令（法第4章の2関係）

輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）が付着し、又は混入していることがある。

法第7条の規定により、飼養等の許可なく特定外来生物を輸入することは禁止されているが、特定外来生物の国内への侵入を確実に防ぐため、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認めるときには、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品の検査、関係者への質問又は検査のために必要な最小量に限り無償で集取できることとした（法第24条の2第1項）。なお、輸入品等の検査を行う場合としては、植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着又は混入が確認された場合等が想定される。

また、検査の結果、輸入品等に特定外来生物等が付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等について、消毒若しくは廃棄をし、又は当該輸入品を所有し、若しくは管理している者に対して、消毒若しくは廃棄を命ずることができることとした（法第24条の2第2項）。

この命令により輸入品等を消毒し、又は廃棄するために行う特定外来生物の一時的な保管又は運搬については、法第4条の飼養等の禁止の適用除外とした（規則第2条）。

なお、これらの検査及び消毒・廃棄命令の権限については、特定外来生物被害防止取締官が行うことができることとした（法第26条）。

また、消毒・廃棄の命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととした（法第24条の4）。これは、行政不服審査法による不服申立てが行われた場合、申立てに対する処分が決定するまでの期間、当該輸入品等が港湾等に保管されることとなり、この間に付着等していた特定外来生物等が逸出・国内に侵入し、被害が発生するおそれがあるためである。

①消毒・廃棄の命令の手続（規則第29条の2、第29条の3関係）

輸入品等を消毒したため当該輸入品を著しく毀損したとき等には、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないこととした。

また、消毒又は廃棄の命令については、口頭で行うことを想定しているが、命令を受けた者の要求があったときは消毒又は廃棄命令書を交付しなければならないこととした。

②消毒・廃棄の命令の基準（規則第29条の4）

消毒・廃棄の命令の基準は、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴き、特定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、主務大臣が別に告示で定めるこ

ととしている（法第 24 条の 3 第 2 項）。この具体的な基準については、現在検討中であり、今後定められる予定である。

なお、特定外来生物等の付着又は混入が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の管理者等が輸入を希望する場合には（積み戻しも行うことができる。）、消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させ、十分に取り除くことができる方法が存在しない等の場合には、滅却等の廃棄を命ずることが想定される。また、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、その確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物等が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わないことが想定される。

（6）その他

①罰則（法第 32 条、第 33 条、第 35 条関係）

特定外来生物の放出等の許可の規定が新たに設けられたこと等に伴い、罰則について所要の改正を行った。

②権限の委任（規則第 36 条関係）

法及び規則に規定する主務大臣の権限のうち、放出等の許可等について地方支分部局の長に委任することとした。

③飼養等の禁止の適用除外の追加（規則第 2 条関係）

法第 4 条に基づく飼養等の禁止の適用除外として、法第 9 条の 3 第 1 項等の規定に基づく命令による措置を執るために行う一時的な保管又は運搬を追加したほか、鳥獣保護法の規定に基づき特定外来生物である鳥獣を捕獲等した際に、その処分のためにやむを得ず一時的な保管又は運搬をする場合があり、鳥獣保護法第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬についても追加した。

2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。）の一部改正（特定外来生物等の追加指定）

（平成 26 年政令第 201 号）

（1）特定外来生物の追加指定（施行令第 1 条、別表第 1、別表第 2 関係）

法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として、施行令別表第 1 に新たに以下の生物を追加した。

- ・ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）
- ・ルドウィギア・グランディフロラ（※オオバナミズキンバイなどを含む種）
- ・スパルティナ属全種（※このうち、スパルティナ・アングリカは既に特定外来生物に指定されている。）

また、法改正により、外来生物には、その生物が交雑することにより生じた生物が含

まれることから、これを踏まえ、法第2条第1項で定める特定外来生物として、施行令別表第2に新たに以下の生物を追加した。

- ・マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物
- ・マカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物
- ・モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雑することにより生じた生物（※通称「サンシャインバス」）

なお、異なる種に属する生物が交雑することにより生じた生物は、「種」に分類されないため、交雑することにより生じた生物を施行令別表第1に掲げることはできないことから、今回、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に追加するに当たり、特定外来生物に指定する交雑により生じた生物を生む種の組み合わせを、新たに施行令別表第2として規定した。また、交雑することにより生じた生物については、その生物の子孫を含むと明示した。

（2）器官の追加（施行令第3条、別表第3関係）

特定外来生物として指定される生物の器官のうち、個体に再生し、繁殖することが可能なのは、以下のものであるため、これを施行令別表第3に追加した。

- ・ルドウィギア・グランディフロラの茎及び根
- ・スパルティナ属全種の茎及び根（※このうち、スパルティナ・アングリカの茎及び根については、既に特定外来生物に指定されている。）

3. 特定外来生物の追加指定に伴う特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部改正

（平成26年農林水産省・環境省令第2号）

（1）未判定外来生物の追加（規則第28条、別表第1、別表第2関係）

特定外来生物の追加指定に伴い、未判定外来生物となる外来生物として、規則別表第1及び別表第2に新たに以下の生物を追加した。なお、交雑することにより生じた生物については、その生物の子孫を含むと明示した。

- ・ブランタ属に属する種のうちブランタ・カナデンスィス（カナダガン）、ブランタ・フチンスィイ・レウコパレイア（シジュウカラガン）及びブランタ・フチンスィイ・ミニマ（ヒメシジュウカラガン）及びブランタ・ベルニクラ（コクガン）以外のもの
- ・マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のうちマカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物以外のもの
（※これにより、マカカ属に属する種の種間交雑により生じた生物は全て、特定外来生物か未判定外来生物となる）
- ・モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のう

ちモロネ・クリュソプス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雑することにより生じた生物以外のもの

（※これにより、モロネ科に属する種の種間交雑により生じた生物は全て、特定外来生物か未判定外来生物となる）

（2）種類名証明書の添付が必要な生物（規則第30条、別表第3、別表第4関係）

特定外来生物及び未判定外来生物の追加指定に伴い、種類名証明書の添付が必要な生物となる外来生物として、別表第3及び別表第4に新たに以下の生物を追加した。なお、交雑することにより生じた生物については、その生物の子孫を含む。

・ルドウィギア属（チョウジタデ属）全種

・マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物

・モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物

なお、交雑することにより生じた生物については、種類名証明書にその掛け合わせの種名が明記されている必要がある。

4. 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の一部改正

（平成26年環境省告示第76号）

（1）マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のマカカ・キュクロピス（タイワンザル）等と同等のものとした。

（2）モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雑することにより生じた生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該生物の特徴等の実態を踏まえ、既指定のモロネ・クリュソプス（ホワイトバス）等と同等のものとした。

（3）ルドウィギア・グランディフロラに係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のアルテルナンテラ・フィロクセロイデス（ナガエツルノゲイトウ）等と同等のものとした。

（4）スパルティナ属全種（スパルティナ・アングリカを除く。）に係る特定飼養等施設の基準の細目等を、当該種の特徴等の実態を踏まえ、既指定のスパルティナ・アングリカと同等のものとした。

5. 防除の公示の一部改正

（1）マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物等、新たに特定外来生物に指定した6種類の追加

・「ハリネズミ属等の防除に関する件」の防除の対象に、マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）を追加す

る。

- ・「ガビチョウ等の防除に関する件」の防除の対象に、ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）を追加する。
- ・「ノーザンパイク等の防除に関する件」の防除の対象に、モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）を追加する。
- ・「ボタンウキクサ等の防除に関する件」の防除の対象に、ルドウィギア・グラディフロラ及びスパルティナ属全種を追加する。

(2) スパルティナ属全種を新たに指定したことによる、スパルティナ・アングリカの防除に関する件の廃止

- ・「スパルティナ・アングリカの防除に関する件」を廃止する。

6. 施行日

平成 26 年 6 月 11 日

(施行令、施行規則及び防除の告示のうち、ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）に係る改正規定は、同年 8 月 1 日)